

令和8年6月4日

令和8年度「京都観光モラル」SNS動画プロモーション業務 プロポーザル公募要領

1. 事業の名称

令和8年度「京都観光モラル」SNS動画プロモーション業務（以下、「本業務」という。）という。

2. 業務目的・内容

令和8年度「京都観光モラル」SNS動画プロモーション業務 委託仕様書（以下、「仕様書」という。）に記載の通り。

3. 委託者

公益社団法人京都市観光協会（以下、「観光協会」という。）

4. 応募資格

次に掲げる要件すべてを充足する法人、団体、個人事業主、およびこれらにより組成された共同事業体は、本件公募への応募、ならびに公募に係る質問・問合せを行う資格を有する。

1. 京都市競争入札参加停止取扱要綱に基づく参加停止を受けていないこと。
2. 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
3. 国税及び地方税を滞納していないこと。
4. 行政機関からの行政指導を受けた者については、改善がなされていること。
5. 反社会的勢力若しくはその統制の下にある団体でないこと。
6. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者（ただし、第2条第6項第4号に規定するものを営む者を除く）でないこと。
7. 共同事業体による応募については、以下の要件すべてを満たすこと。
 - a. 共同事業体のすべての構成員が、上記1から6の要件を充足すること。
 - b. 共同事業体の代表者を、共同事業体の構成員の中から指定し、本提案に係る観光協会との連絡窓口となること。
 - c. 共同事業体の代表者の所在地を、共同事業体の所在地とすること。
 - d. 提案書提出後の共同事業体の代表者及び構成員の変更を、原則として行わないこと。
 - e. 共同事業体の代表者及び構成員が、別の応募者又は共同事業体の構成員として、本件公募への応募を行わないこと。

5. 契約条件

1. 契約形態は、業務委託契約とする。
2. 契約金額は、6,600,000円（税込）を上限とする。
3. 契約期間は、契約締結日から2027年（令和9年）1月31日（日）までとする。
4. 委託費の支払条件は、業務完了後の精算払いとする。

本業務の受託者となった者は、契約期間の末日までに、本業務の実施に要した費用の細目一覧を作成し、予め委託者の確認を受け、必要な修正を行った上で、委託者に提出しな

ればならない。委託者は、提出された細目一覧を精査した上で、契約額と細目一覧の合計額のうち低い方の金額を上限として、委託費の支払いを行う。

5. 本業務に係る経費の一部として、観光庁が実施し、委託者が補助事業者となる「令和8年度オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業」による経費の交付（以下、「補助金」という。）を想定する。このため、本業務の受託者となった者は、仕様書および本業務の契約書に加えて、今後公開される補助金の交付規程の内容を把握するとともに、補助対象事業としての要件を充足するために必要な措置（例：経費精算に係る書類の作成、財産処分制限等）に関する委託者の指示について、善良な管理者の注意をもって応じなければならない。

6. 公募スケジュール

本件公募は、下表に記載するスケジュールにより行う。委託者が、応募意思の確認期限までに「応募を検討している」旨の連絡を受領し、かつ、応募書類の提出期限までに応募書類を受領した者を、本件公募への応募者とみなす。

公募開始後にスケジュールの変更、その他本件公募に係る追加の情報が生じた場合は、本件公募に係るwebページ (<https://www.kyokanko.or.jp/news/20260604>) に随時掲出する。

日時	摘要	応募方法・提出物等
2026年6月11日（木） 17:00	質問受付期限	メールによる提出のみを受け付ける。 様式自由。質問、応募者の組織名、担当者名、連絡先を記載すること。
2026年6月16日（火） 17:00 まで	質問への回答の掲載	質問とあわせてwebページに掲載する。 質問の件数と受付時期により、左記日時までに複数回に分けて掲載する場合がある。
2026年6月18日（木） 17:00	応募意思の確認期限	メールによる提出のみを受け付ける。様式自由。応募者の組織名、担当者名、連絡先、「応募を検討している」旨を記載すること。
2026年6月25日（木） 17:00	応募書類の提出期限	メールによる提出のみを受け付ける。 以下3点の書類を、応募者の組織名、担当者名、連絡先を併記して提出すること。いずれも様式自由。 ・仕様書「4. 委託内容」1)～2)の実施内容の提案、提案に関連する背景や課題の整理、提案の実施により期待される効果、提案を実施するための体制、想定スケジュール等を記載した資料。3)のKPIの提示。 ・応募者の組織概要、類似業務の実績等が分かる資料。 ・本業務の経費見積書 ※上記のほか、補足説明のための資料を提出することを妨げない。
2026年7月2日（木） 17:00 まで	審査結果の通知	

7. 応募・問合せ先

公益社団法人 京都市観光協会 企画推進課 担当：水本、堤

TEL: 075-213-0070 / Mail: moral@kyokanko.or.jp

8. 審査・結果通知

- 2者以上からの応募があった場合、委託者にて提案内容を審査し、受託事業者として1者を選定する。審査は応募書類のみを対象とし、プレゼンテーションは行わない。提案内容について不明点がある場合、委託者は当該提出者に対して、審査期間中に個別ヒアリングを行う。
- 審査は、提出書類の内容に対して総合的に行うこととし、もっとも低い見積額を提示した事業者を選定する方式では行わない。
- 委託者の会員企業による提案と、非会員企業による提案に対する審査結果が同等であるときは、原則として会員企業による提案を優先する。
- 審査結果は、期日までにすべての応募者に対して、メールにより個別に通知する。それぞれの応募者に対して選定の有無のみを通知し、応募者の総数、応募者の一覧、選定された応募者の名称、選定または不選定の理由、その他審査に係る情報については通知しない。
- 審査にあたっての主な観点は以下の通りとする。
 - a. 提案された5本のクリエイティブが互いに独立したアプローチとなっており、類似施策の羅列にとどまらず、将来的にどのクリエイティブが効果的であるかを比較・検証できる設計になっているか。
 - b. 制作（配信）するクリエイティブにおいて、あらかじめ設定した「いいね数」等をはじめとするエンゲージメント数の目標値を確実に達成、またはそれを保証できる施策であること。
 - c. 成果指標（KPI）の設計が明瞭であり、かつ適時・適切な進捗報告が可能であるか。

9. 留意事項

応募者は次の1)～9)までに留意し参加すること。

- 1) 確実に履行可能な内容を提案すること。
- 2) 資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 3) 提案時提出物は、提出者に返却しない。
- 4) 提出後の応募書類の変更・差替えは、提出期限の前後を問わず、これを認めない。
- 5) 本件公募に関して委託者に提出された提案資料および情報は、観光協会規程および補助金の交付規程に基づいて管理し、保存期間の終了後、適切に破棄する。
- 6) 提案時提出物について、委託者は提出者に無断で使用しない。
- 7) 本募集において委託者から得た情報、資料、電子データ等について、無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁ずる。
- 8) 審査の結果、非会員企業が本業務の受託者となった場合は、業務期間中の入会を前提とする（年会費3万円）。この際、入会にあたって通常必要となる2社からの推薦は免除される。
- 9) 特段の事情がない限り、提案書の内容を含めて仕様書と一体のものとみなす。

10. 参考情報

京都観光Navi

<https://ja.kyoto.travel/>

Kyoto City Official Guide	https://kyoto.travel/en
京都市観光協会法人サイト	https://www.kyokanko.or.jp/
京都観光モラル 特設サイト	https://www.moral.kyokanko.or.jp/
京都観光はたらくNavi (担い手支援)	https://job.kyoto.travel/
Hands Free Kyoto (手ぶら観光)	https://hands-free.kyoto.travel/
X公式アカウント (日本語)	https://x.com/kyo_kanko
Facebook公式アカウント (日本語)	https://www.facebook.com/kyokanko/
Facebook公式アカウント (英語)	https://www.facebook.com/visitkyoto/
Instagram公式アカウント (日本語、英語)	https://www.instagram.com/visit_kyoto/
YouTube公式アカウント	https://www.youtube.com/c/DMOKYOTO

以上